

報告第 3 8 号

指定金融機関の取扱いについて

指定金融機関の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 4 月 2 8 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

調整結果	株式会社百十四銀行
------	-----------

参 考

区 分	観音寺市	大野原町	豊浜町
現指定金融機関	株式会社百十四銀行	香川豊南農業協同組合	香川県農業協同組合

1 地方自治法（抜粋）

（金融機関の指定）

第235条

1 省略

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

2 地方自治法施行令（抜粋）

（指定金融機関等）

第168条

1 省略

2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て一つの金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

5～9 省略

（指定金融機関の責務）

第168条の2 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

2～3 省略